

# 経済産業省

20210126 保局第1号

ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領細則を次のように定める。

令和3年2月9日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

## ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領細則

### 1. 上申時期

産業保安監督部長は、ガス保安功労者経済産業大臣表彰（以下「大臣表彰」という。）の対象者を大臣官房技術総括・保安審議官に上申するに当たっては、毎年度7月31日までに上申予定数（各対象区分別）の登録を行い、8月31日までに必要書類を提出しなければならない。

### 2. 上申基準

産業保安監督部長は、大臣表彰の対象者を推薦するに当たり、大臣表彰の対象者としてふさわしい者を選ばなければならない。

### 3. 上申時の提出書類

#### (1) 上申書総括表

別添様式第1による。

#### (2) 審査調書

別添様式第2、第3、第4、第5、第6、第7、第8、第9、第10又は第11による。

#### (3) その他

特別の功績や事由等がある場合は適宜参考資料を添付することができるものとする。

### 4. 上申に当たっての留意事項

(1) 産業保安監督部長は、ガス工事業者の営業所の部の表彰対象者を上申するに当たっては、ガス工事とその他の工事（上下水道工事等）との比率（売上又は受注量）において、ガス工事の比率の高い事業者を優先的に選定しなければな

らない。

- (2) 産業保安監督部長は、団体の部の表彰対象者を上申するに当たっては、団体名及び構成員名（個人名又は会社名など）を記載しなければならない（個人名の後に括弧書きで当該個人の属する会社名を示す。）。ただし、構成員が10名以上となる場合は会社名とする。
- (3) 産業保安監督部長は当該年度の全体数等の状況により、上申件数を適宜調整することができる。
- (4) 産業保安監督部長表彰を受賞した翌々年度から上申の対象とする。ただし、特段の事由（災害、重大事故及びガス保安に係る研究等により顕著な功績）がある場合は、当該年度又は産業保安監督部長表彰後1年での大臣表彰を行えるものとする。

なお、特に当該年度に大臣表彰の上申を行う場合、10月までに産業保安監督部長表彰を行わなければならない。

- (5) 大臣官房技術総括・保安審議官は、次の者を表彰候補者として産業保安監督部長及びガス関係団体等から推薦を受けることができるものとする。
  - ① 被表彰者の功績が全国的なもの
  - ② 一の産業保安監督部の管轄区域にないもの
  - ③ 緊急に表彰を必要とするもの
  - ④ 直接大臣表彰を受賞したほうが良いと思われるもの

## 5. 選考基準の詳細について

経年管対策についての選考方法は以下のとおりとする。

イ. 選考対象の事業者間における灯外内管について、平成21年度末時点の数量を基準にした削減率(a)及び残存率(b)の比較により行う。

a. 削減率(%)

平成21年度末時点における未対策経年管本数に対する平成21年度末時点から最新年度末時点までに削減した未対策経年管本数の割合

b. 残存率(%)

平成21年度末時点において管理したすべての灯外内管本数に対する最新年度末時点における未対策経年管本数の割合

ロ. イにおいて表彰の対象とした事業者等について、次の項目を確認した上で、本表彰制度の趣旨に鑑み、中堅・中小事業者を優先的に選定しなければならない。

a. 会社概要

b. (旧簡易ガス事業者※の場合) 保有団地数と経年管調査対象の団地数

c. 需要家総数

d. 導管延長

e. 供給管・灯外内管の状況(管種、本数)

f. 供給管・灯外内管の防食、劣化対策状況

g. 過去の受賞歴の有無、直近の詳細事故の有無

h. 支部理事会社か否か

i. 現行保安基準の遵守状況、立入検査での指摘状況

j. その他（雇用促進住宅の割合等）

※簡易ガス：特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものであって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものの事業をいう。

附 則（20210126 保局第1号）

1 この細則は、令和3年2月9日から施行する。

2 「ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領細則」（平成24年9月19日付け20120919商局第15号）は、廃止する。